

支払い漏れ等が判明し、追加でお支払した保険金等の件数・金額（令和元年度）

エヌエヌ生命保険株式会社(代表取締役社長:フランク・エイシク、本社:東京都渋谷区)は、令和元年度に保険金等の支払を行った事案に関し、支払漏れ等(支払漏れ*1・請求案内漏れ*2等)が判明し令和元年度に追加的な支払を行った事案につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

- *1 支払漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案
- *2 請求案内漏れ: 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにも関わらず、通常の検証作業(原則として当初の支払から一ヶ月以内)で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

	令和元年度		
	合計	当社が自ら支払漏れ等を把握し、追加的に支払ったもの (内部発見)	お客様からの申出・照会により、支払漏れ等が判明し、追加的に支払ったもの (外部発見)
件数 〔単位:件〕	3	2	1
金額 〔単位:百万円〕	0.13	0.10	0.03

〔 上記のほか、令和元年度には、平成 30 年度以前に保険金等の支払を行った事案に係る追加的な支払を 1 件・0.15 百万円実施しています。 〕

[令和元年度に保険金等をお支払いした事案に関して、支払い漏れ等が判明したもの]

- ※1 内部発見 2 件・0.1 百万円につきましては、保険金・給付金・年金等について当初の支払後に実施する事後検証等により、当社が自ら支払漏れ等を把握し、結果追加でのお支払いを行ったものです。
- ※2 外部発見 1 件・0.03 百万円につきましては、お客様からのお申出に基づき確認の結果、保険金、給付金、年金等を過少にお支払いしていた事案が判明し、追加的なお支払いを行ったものです。

[平成 30 年度以前に保険金等をお支払いした事案に関して、支払い漏れ等が判明したもの]

- ※1 内部発見 1 件・0.15 百万円につきましては、保険金・給付金・年金等について当初の支払後に実施する事後検証等により、当社が自ら支払漏れ等を把握し、結果追加でのお支払いを行ったものです。

以上